

特例軽減の廃止で保険料が10倍の人も

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法です。高い保険料が、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に包囲された自公政権は、低所得者の保険料を軽減する措置「特例軽減」を導入しましたが、安倍内閣は、その「特例軽減」の一部を打ち切り、元扶養者（もとは健保の扶養家族だったが、75歳になって後期高齢者医療制度に入れられた高齢者）の保険料を値上げする改悪を、2017年度から実行に移しました。高齢者に際限ない保険料の引き上げを押しつけ、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するか」をせまるといふ制度の害悪が、本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。

日本共産党は、安倍政権が推進する、後期高齢者医療保険料の差別と負担増の後期高齢者医療制度に一貫して反対をしています。

平成30年度の後期高齢者医療の加入者は1000人増加し1万9257人と見込んでいます。

特例軽減の見直しや廃止により負担が増える人が各務原市では2800人おられます。岐阜県広域連合は、平成30、31年度の保険料は、均等割は4万1214円所得割は7、75%となり前年度よりわずかに引き下げとなります。

しかし、特例軽減の廃止、見直しにより、①低所得者の所得割特例軽減廃止により、結果1580

人は、負担増となります。

②元被扶養者の均等割の特例軽減は、平成28年度は4、269円の保険料でしたが、平成30年度は20、607円と5倍に、平成31年度以降は特例軽減がなくなり10倍の保険料に引き上げられるというところでもない負担増となります。1817人が負担増になります。後期高齢者医療制度は特例軽減を行わなければ成り立たない制度なんです。その特例軽減を廃止・引き下げをするというのだから

とんでもない改悪です。高齢者のくらしを追い詰め、命をも脅かしかねない重大な問題です。

1 所得割特例軽減は平成30年度からは廃止です。対象となっていた1580人→負担増

2 元被扶養者均等割の特例軽減廃止で保険料が10倍に

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年間だけ)
4,269円	12,807円 (3倍)	20,607円 (5倍)	20,607円 【41,214円(10倍)】

後期高齢者医療制度
H29年度から特例軽減が廃止に！

後期高齢者医療保険は所得割と均等割で構成されています。平成30・31年度の保険料は所得割は7、75%、均等割は年間4万1,214円です。所得のない人でも、均等割は賦課されます。各務原市平均保険料は7万2,520円となります。

所得が少なく均等割のみ支払う人は約6割です。被保険者の平均所得は67万6,868円で、平均総所得は100万円です。

低所得者の所得割軽減特例の廃止

後期高齢者医療制度発足時の激減緩和措置として行われてきた、基礎控除後の総所得金額が58万円以下（年金収入211万円以下）の被保険者の所得割軽減特例を平成30年度は廃止しました。なお、（年金収入で153万円以下）の場合は所得割額はかかりません。



平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減無し

※均等割の軽減特例（9割・8.5割軽減）は引き続き該当者に適用されます。

元扶養者の均等割軽減特例の段階的縮小

後期高齢者医療制度発足時の激減緩和措置として行われてきた、後期高齢者医療制度の資格取得前に被用者保険（国保除く）の被扶養者あった被保険者の均等割額の特例軽減を段階的に廃止します。なお、所得割は引き続きかかりません。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年間)

